

いわての学び希望基金 大学等進学支援一時金 Q & A

令和 3 年 3 月
岩 手 県
岩手県教育委員会

問い合わせ先

【公立の高等学校等を卒業した方】

岩手県教育委員会事務局 教育企画室 総務担当

電話：019-629-6108（直通） FAX：019-629-6119

Eメール：DB0001@pref.iwate.jp

【私立の高等学校等を卒業した方】

岩手県ふるさと振興部 学事振興課 私学振興担当

電話：019-629-5041（直通） FAX：019-629-5049

Eメール：AH0007@pref.iwate.jp

Q 1 給付要綱第 2 (1) と (2) に、対象となる学校について記載されていますが、どのような場合に該当しますか？

A 岩手県内の高等学校（専攻科及び別科を除く。）、特別支援学校の高等部及び高等専門学校等を卒業し、大学、短期大学、専修学校の専門課程（いわゆる専門学校）、高等専門学校の専攻科、高等学校の専攻科、特別支援学校の専攻科、職業能力開発施設等に入学した方が対象となります。

進学先の学校が対象となる学校か不明な場合は、お問い合わせください。

【参考資料】 学校の区分

学校の区分	卒業した高等学校等 (高等学校相当)	入学した大学等 (大学相当)
高等学校	全日制、定時制、通信制	専攻科
特別支援学校	高等部	専攻科
大学		大学（夜間学部、通信制及び別科を含む）、短期大学
高等専門学校	高等専門学校（1～5年）	専攻科
専修学校	高等課程（高等専修学校）	専門課程（いわゆる専門学校）
	一般課程	
職業能力開発施設		県立産業技術短期大学校、県立高等技術専門校など（訓練課程が1年未満のものを除く）

Q 2 高校を卒業し、1年間浪人して予備校に通ってから大学に入学した場合も、一時金は給付されますか？

A 進学先の予備校が学校教育法で規定する専修学校の専門課程に該当する場合は、給付対象となりますので、期限までに申請するようお願いします。

なお、一時金の対象となる予備校に進学し給付対象者となったが、当該年度は申請せず、翌年度の大学入学時に申請するということできないので、受給要件を満たした場合は、期限までに申請するようお願いします。

また、予備校が学校教育法で規定する専修学校の専門課程に該当しない場合は、給付要綱第2(2)の対象校に該当しないため給付できませんが、翌年度以降に大学等へ進学する場合は、給付要綱第2(2)に該当することから、給付対象となる可能性があります。

ただし、高等学校等の卒業日を起算日として5年を経過した場合は、給付することができないので、御注意ください。

Q 3 給付要綱第 2 (3)に記載されている世帯の範囲について教えてください。

A 給付要綱第 2 (3)に記載している世帯の範囲は、基本的に対象者の保護者（親権を行う父母）となりますが、父（母）子家庭の場合は、父（母）のみ、父母が不在の場合は、学資を主として負担している者及びその配偶者又は未成年後見人等となります。

そのほか多様なケースが想定されますので、世帯の範囲に迷う場合は、お問い合わせください。

Q 4 給付要綱第 2 (4) に記載されている「次に掲げるいずれかの被害を受けた者」とは、具体的にどんな被害が該当しますか？

A 被害の区分とその詳細は、次の表のとおりです。

被害区分	被害区分の説明
ア 住居の全壊又は半壊 イ 住居の全焼又は半焼 ウ 住居の流失	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「住居」とは、平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震の直前まで居住していた家屋であり、持ち家、借家等の区分は問いません。 ・ 平成23年4月7日に発生した地震により被害があった場合も該当します。
エ 保護者等の死亡、行方不明、長期入院、勤務先（自営業者にあつては、その業を営む場所）の被災その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「保護者等の長期入院」とは、1週間を超える入院をした場合を言います。 ・ 「勤務先（自営業者にあつては、その業を営む場所）の被災」とは、保護者等の勤務先の社屋や工場等が被災した場合に該当します。なお、保護者等が自営業者の場合は、概ね次のとおりです。 [小売業の場合] 商品の被害（浸水）等 [漁業の場合] 所有船舶や定置網等の流失や破損 等 [製造業の場合] 機械等の流失や破損 等
オ 警戒区域内に存する住居からの立退き又は計画的避難区域内に存する住居からの避難のための立退き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒区域又は計画的避難区域に指定されていない区域に居住していた者が自主避難した場合は、該当しません。 ・ 該当するか判断に迷う場合は、お問い合わせください。

Q5 自宅通学者と自宅外通学者について教えてください。

A 自宅通学者と自宅外通学者については、同居者の有無や家賃負担の有無等を総合的に勘案して決定しますが、概ね次の表のとおりとなります。

自宅通学者か自宅外通学者か判断に迷う場合は、お問い合わせください。

自宅通学者 と自宅外通 学者の区分	自宅通学者	自宅外通学者
概 要	自宅で保護者等と居住し、 大学等に通学する者	進学に伴い、保護者等とは別 に住居を構え、大学等に通学 する者
同 居 者	あり（保護者等と同居）	原則なし
家 賃 負 担	なし	あり
住 居 の 例	自宅、兄弟姉妹が住んでい る賃貸借住宅等に転居、親 類宅に間借り等	賃貸借住宅（マンション、ア パートなど）、学生寮、学生 会館等

Q 6 申請にはどんな書類が必要ですか？

A 申請に必要な添付書類は、次の表のとおりです。振込口座は、必ず申請者（保護者）名義の口座にしてください。

なお、卒業年度に「いわての学び希望基金教科書購入費等給付金」を受給している場合は、添付書類を省略できる場合があります。詳しくは、申請書裏面を御確認ください

No.	添付書類	添付書類の例
1	申請者（保護者等）名義の振込先口座を確認する書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 通帳 1 ページ目の名義人（カナ表記）や取引店名等の口座情報が記載されているページの写し 等
2	【自宅外通学者のみ】 自宅外に居住していることを証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅の賃貸借契約書（所在地、契約者、契約期間、入居者が確認できる箇所）の写し ● 入寮許可通知書の写し 等 【不可】重要事項説明書の写し、入居申込書の写し
3	高等学校等を卒業したことを証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 高等学校等の卒業証明書（原本） 【不可】卒業証書の写し
4	大学等に入学したことを証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学等の在学証明書（原本） 【不可】合格通知書、入学許可書、学生証の写し
5	大学等への入学時における最新の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類（全ての親権者分）	<ul style="list-style-type: none"> ● 課税（所得）証明書（写し可） ● 市（町村）民税・県民税特別徴収税額の決定通知書の写し ● 市（町村）民税・県民税納税通知書の写し 等
6	被災事由を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 罹災証明書の写し ● 事業所等の罹災状況に関する申立書（別紙様式） 等

Q 7 期限までに申請することができませんでしたが、給付を受けることは可能ですか？

A 入学した日が属する月の翌月までに申請することとしていますが、やむを得ない事情により期限までに申請できない場合は、当該年度の12月31日までに申請することが可能です。

なお、申請が遅れた場合は、やむを得ない事情を確認し、申請を受理しますが、12月31日までに申請がない場合は、給付することができませんので、申請漏れがないようお願いします。